

# 共同住宅・店舗・飲食店・ホテルなどを建築される方々へ



建築確認申請の前に、  
所在地を管轄する警察署との協議が必要です！  
《協議内容：犯罪の防止に配慮した設備の設置に関して》

## 「北区生活安全条例」とは・・・

※この条例は、区民の生活安全、地域における犯罪防止のために関係機関等が相互に連携して、安心して生活することができるまちづくりに寄与することを目的として定められたものです。

(平成 16 年 4 月 1 日施行)

### ●対象となる建築物は…

- ・共同住宅 → 階数3以上、又は戸数が15戸以上のもの
- ・物品販売業店舗 → 延べ面積500㎡以上のもの
- ・コンビニエンスストアその他の長時間営業を行う店舗
- ・飲食店 → 延べ面積150㎡以上のもの
- ・旅館・ホテル等 → 宿泊施設を有するもの
- ・不特定多数の者が利用する遊技場、劇場、映画館等の用途のもの



※長時間営業を行う店舗とは深夜(午後10時～午前4時)の時間帯に営業を行う店舗をいう。

### ●協議の内容は…

犯罪の防止に配慮した設備の設置に関することが中心となります。

### ●事前協議の必要書類は…

- 1) 事前協議書 (北区ホームページで取得可能)
- 2) 案内図
- 3) 犯罪の防止に配慮した設備の設置場所が分かる図面(配置図・平面図・立面図等)

※所轄の警察署に提出の際、2部(正・副)持参ください。

### ●協議の進め方は…

建築主の方は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける前に「事前協議書等」を持参して管轄の警察署と協議をしてください。その中で指導やアドバイスを受け、事前協議書に警察署の押印を取得してください。その事前協議書の写しを確認申請書に添付して、確認を受ける機関に提出してください。

### ●工事が完了したときは…

工事完了報告書に検査済証の写しを添付の上、管轄の警察署に提出してください。

変更がある場合には、変更部分分かる図面を添付して下さい。

●協議先 … 各管轄の警察署の生活安全課防犯係（一階受付窓口でお尋ねください）

《赤羽警察署》 北区神谷3-10-1 Tel03-3903-0110代

赤羽1丁目から3丁目、岩淵町、赤羽南1丁目から2丁目

赤羽西1丁目から6丁目、西が丘1丁目から3丁目

赤羽台1丁目から4丁目、桐ヶ丘1丁目から2丁目、赤羽北1丁目から3丁目、  
浮間1丁目から5丁目、志茂1丁目から5丁目、神谷1丁目から3丁目

《王子警察署》 北区王子3-22-22 Tel03-3911-0110代

王子1丁目（飛鳥山公園地を除く）、王子2丁目から6丁目

豊島1丁目から8丁目、堀船1丁目から4丁目、岸町1丁目から2丁目

王子本町1丁目から3丁目、十条台1丁目から2丁目、上十条1丁目から5丁目、  
十条仲原1丁目から4丁目、中十条1丁目から4丁目、東十条1丁目から6丁目

《滝野川警察署》 北区西ヶ原2-4-1 Tel03-3940-0110代

滝野川1丁目から7丁目、西ヶ原1丁目から4丁目、栄町

上中里1丁目から3丁目、中里1丁目から3丁目、昭和町1丁目から3丁目、

田端1丁目から6丁目、東田端1丁目から2丁目

田端新町1丁目から3丁目、飛鳥山公園地

※協議の際は事前に連絡のうえ、来署願います。

取扱い時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

土曜、日曜、祝日、年末年始の取扱いはありません。

●事前協議についてのお問い合わせ

《北区 危機管理室 生活安全担当課》

東京都北区王子本町1-15-22 Tel03-3908-1121（直通）